

大阪市生野区役所庁舎内及び敷地内における掲示物の掲示要項

(目的)

第1条 この要項は、大阪市区役所庁舎管理規則（平成19年大阪市規則第48号。以下、「市規則」という）の詳細事項を定めることにより、生野区役所庁舎内及び敷地内（以下、「庁舎内等」という。）における「掲示物（ポスター・はり紙）の掲示及び掲出物（ちらし類）」（以下、「掲示物等」という。）の掲示及び設置（以下、「掲示等」という。）の適正な遂行に資することを目的とする。

(許可を要する行為)

第2条 市規則第6条第1項第3号に掲げる掲示物等については、次の各号の一に該当する場合に許可する。

- (1) 本市主催・共催の事務事業を広報するための掲示物等の掲示等
- (2) 本市の委託する事業を広報する掲示物等の掲示等
- (3) 国の機関又は他の地方公共団体（以下、「国等」という。）主催の事務事業を広報するための掲示物等及び、本市又は国等の参画・後援のある事業を広報する掲示物等の掲示等
- (4) 法令等の改正を案内するための掲示物等の掲示
- (5) 庁舎内等で行う会議等を案内するための掲示物等の掲示等
- (6) その他区長が特に認めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ第1号様式に定める課長、担当課長又は課長代理（以下、「課長等」という。）に所定の申請様式を添えて提出し、許可を受けなければならない。ただし、前項各号に該当するもので各関係機関から依頼文書等があるものについては、その依頼文書等をもって申請に代えることができる。

(掲示手続き)

第3条 前条に基づき許可を受けようとする者は、各階設置の掲示板等への掲示等は第1号様式により掲示等を行う箇所を所管する課の課長等あてに、1階区民情報コーナーへの掲示等は第2号様式により区政推進担当課長あてに、それ以外の場所については第1号様式により企画総務課長に申請する。

2 前項に基づき申請を受けた課長等は、掲示物等の掲示等の許可について決定を行い、掲示物については掲示承認印を押印する。

(掲示期間)

第4条掲示期間は、次のとおり定める。

- (1) 事業又は催物の期日の明記があるものは、当該期日の始まる日の3カ月前から期日の末日まで掲示等を行うことができるものとする。
- (2) 期日がないものは、掲示等を行う日から3カ月を限度とする。
- (3) 第2項に定めるものにかかわらず、特段の事由がある場合は、協議のうえ、別途定める。

(美観)

第5条第3条第2項により掲示等を行う場合は、美観に配慮した掲示等に努めるものとする。

- (1) 掲示板以外、特にカウンターでの掲示は、美観を損ねないよう配慮する。
- (2) 柱、廊下、トイレ、エレベーターなどの共用スペースでの掲示物は、許可しない。ただし、やむをえない事情がある場合は、企画総務課長と協議のうえ、掲示承認印を受けて掲示を行う。その場合、掲示位置、掲示方法は、企画総務課長の指示に従うものとする。

附則

この要項は、平成21年2月14日から施行する。

附則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

申 請 書

令和 年 月 日

様

住所（所属）

代表者氏名

印

電話番号

ポスター・はり紙の掲示について

次のとおり申請しますので許可くださいますようお願いします。

1. ポスター等の内容

[
_____]

- ・ 本市主催
- ・ 国・他の地方公共団体・公益団体等主催（本市後援等）
- ・ その他（ ）

2. 掲示期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 掲示場所 階 揭示板

その他 [
_____]

※ ポスターの掲示は、生野区役所庁舎内及び敷地内における掲示物の掲示要項の定めによる。

	課長	課長代理	係長	係員
決裁				

処理	許可・不許可
不許可理由	_____

大阪市生野区役所区民情報コーナー設置申請書

令和 年 月 日

大阪市生野区役所
区政推進担当課長 様

所属・担当
代表者
電話番号
担当者

標題について、次のとおり申請します。

記

1 掲出物の詳細

○名 称 _____

○種類・部数 チラシ（リーフレット含む） _____ 部

ポスター _____ 部

2 掲出希望期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 特記事項 _____

生野区地域まちづくり協議会に関する掲示物の取扱いについて

最近改定 H29.4.1

大阪市生野区役所庁舎内及び敷地内における掲示物の掲示要項、第2条第4項「その他、区長が適当と認める掲示物」に基づき以下のとおり取扱う。

地域まちづくり協議会が実施するもので、次の要件のいずれかに該当するもの。

- 地域まちづくり協議会の組織紹介や加入申し込みに関する情報
- 地域まちづくり協議会の事業報告や予算・決算報告書に関する情報
- 地域まちづくり協議会が主催又は共催する事業の周知に関する情報
- その他、地域まちづくり協議会の活動を促進するうえで生野区役所地域まちづくり課長が必要と認めた情報

- 1 掲示物紙面に広告を掲載する場合には「大阪市生野区役所広告掲載要領」に準ずるものとする。なお当該広告は、概ね掲示物紙面の3分の1を超えないものとする。
- 2 掲示手続きについては、生野区役所地域まちづくり課へ提出の上、生野区役所企画総務課長の承認を得ること。
掲示した情報に関する問い合わせや責任については、当該情報を提出した地域まちづくり協議会において、その責を負うこと。

附 則

この取扱いは、平成25年11月1日より施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年12月17日より施行する。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この取扱いは、平成29年4月1日より施行する。

大阪市生野区役所区民情報コーナーにおける掲示物の取扱いについて

大阪市生野区役所庁舎内及び敷地内における掲示物の掲示要項（以下、「要項」という。）第2条第1項第6号「その他区長が特に認めるもの」に基づき区役所区民情報コーナーにおける掲示物等については、以下のとおり取扱うものとする。

許可を要する行為について

大阪市区役所庁舎管理規則第6条第1項第3号に該当するものについては、要項第2条第1項に定めるもののほか、次の①から⑤のいずれかに該当する場合に許可する。

- ① 本市の外郭団体等（「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例」第2条第1項第1号及び第2号に規定されている団体をいう。）が実施する事業等を広報するための掲示物等
ただし、当該団体が本市の公の施設の指定管理者となっており、当該施設の管理運営に関する事業等を広報するための掲示物等である場合は、②の定めによるものとする。
- ② 本市の公の施設の管理運営に関する事業等を広報する掲示物等
ただし、当該施設の管理運営に関する事業等に関連しない情報を含む場合を除く。
- ③ 国の機関又は他の地方公共団体の委託する事業等を広報する掲示物等
- ④ 独立行政法人が実施する事業等を広報する掲示物等
- ⑤ その他、区政推進担当課長が必要と判断した掲示物等

ただし、次の⑥から⑨のいずれかに該当する掲示物等は、これを取り扱わない。

- ⑥ 営利を目的とした掲示物等
- ⑦ 政治活動・宗教活動の用に供される掲示物等
- ⑧ 公序良俗に反する掲示物等
- ⑨ その他、区政推進担当課長が適当でないと判断した掲示物等

附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。